

広島市児童館条例の改正について

1 現行児童館条例の問題点

本来の児童館の事業及び使用対象を条例により限定しているため、地域に最も身近なコミュニティ施設である児童館の機能が十分に活用されていない。

(1) 使用ニーズが高い乳幼児及びその保護者は使用できない

地域において、子育て中の親子が気軽に行き、自由に交流することができる場として使用ニーズが高いが、現行条例では、使用対象を、義務教育課程にある児童（小・中学生）に限っているため、乳幼児及びその保護者は使用できず、こうしたニーズに対応できていない。

(2) 母親クラブ、子ども会等の児童健全育成団体は使用できない

児童館は、地域の児童健全育成活動の拠点としての役割を担う必要があるが、現行条例では、母親クラブや子ども会等の児童健全育成団体は使用者とされておらず、また、児童館が有するノウハウを活用した助言・指導等の支援を受けることもできない。そのため、児童健全育成団体からは、児童館を児童健全育成団体の活動拠点として、使用できるよう制度の見直しを要望されている。

なお、国の通知によれば、児童館は、母親クラブ等の児童健全育成活動を育成助成する機能を有するものとされている。

2 改正内容

(1) 改正理由

地域における子育て支援活動の推進、児童健全育成活動の育成・支援の充実等を図るため、児童館の利用者の範囲に乳幼児、乳幼児に付き添う保護者及び児童健全育成団体を含めるなど児童館条例を改正する。

(2) 改正概要

ア 児童館事業

母親クラブ、子ども会等の児童健全育成活動の育成・支援を図るため、児童の健全な育成を目的とする活動の支援を加える。

| 改正前 | 改正後 |
|------------------------------|------------------------------|
| (1) 児童の健全な遊び場の提供 | (1) 児童の健全な遊び場の提供 |
| (2) 児童の健全な遊びの指導 | (2) 児童の健全な遊びの指導 |
| (3) 児童のクラブ活動及びレクリエーションに関する指導 | (3) 児童のクラブ活動及びレクリエーションに関する指導 |
| | (4) 児童の健全な育成を目的とする活動の支援 |

イ 利用者の範囲

児童館を使用できる者に、保護者が付き添う乳児及び幼児並びに当該保護者、児童の健全な育成を目的とする活動を行う団体を加える。

| 改正前 | 改正後 |
|-----------------------|-----------------------------------|
| 義務教育の課程にある児童(小学生・中学生) | (1) 義務教育の課程にある児童(小学生・中学生) |
| | (2) <u>保護者が付き添う乳児及び幼児並びに当該保護者</u> |
| | (3) <u>児童の健全な育成を目的とする活動を行う団体</u> |
| | (4) <u>その他市長が適当であると認めるもの</u> |

ウ その他

公の施設の専用使用（専用許可、専用許可の制限）、損害賠償義務等に関する規定を新たに設ける。

エ 条例改正の施行日

平成 25 年 4 月 1 日

3 改正内容の周知方法

(1) 母親クラブ等児童健全育成団体

母親クラブ、学校(PTA)、子ども会及び民生委員児童委員協議会に対しては放課後対策課から、青少年健全育成連絡協議会に対しては各区地域起こし推進課から、団体の会議等を利用して改正内容を説明する。

(2) 保護者等

保護者等に対しては、利用案内のチラシを作成し、各児童館、常設オープンスペース、公民館等に置くとともに、市ホームページにおいても、利用案内を掲載する。

広島市児童館条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

温品小学校の通学区域内に児童館を新たに設置するため、その名称及び位置を定めるとともに、児童の健全な育成を推進するため、児童館の行う事業に児童の健全な育成を目的とする活動の支援を加える等所要の改正をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 温品小学校の通学区域内に新たに設置する児童館の名称及び位置を次のように定める。

| 名 称 | 位 置 |
|----------|-----------------|
| 広島市温品児童館 | 広島市東区温品八丁目8番25号 |

(2) 児童館の行う事業に、児童の健全な育成を目的とする活動の支援を加える。

(3) 児童館の施設及び附属設備を使用することができる者に、保護者が付き添う乳児及び幼児並びに当該保護者、児童の健全な育成を目的とする活動を行う団体等を加える。

(4) 児童館の施設及び附属設備を専用して使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないこととする。

(5) その他所要の改正を行う。

3 施行期日

平成25年4月1日。ただし、2の(1)の改正については、同年5月1日から施行する。

《根拠法令》

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

広島市児童館条例 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|------------------------|----|-----|--|----------|----------------|-----------|-----------------|-----|--|---|----|----|----------|--|----------|----------------|-----------------|------------------------|-----------|-----------------|----------|--|
| <p>(設置及び目的)</p> <p>第1条 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにする<u>ため</u>、本市に児童館を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>広島市福木児童館</td> <td>広島市東区馬木九丁目1番1号</td> </tr> <tr> <td>広島市上温品児童館</td> <td>広島市東区上温品三丁目4番1号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条 児童館は、第1条に掲げる<u>目的を達成するため、次の事業を行なう</u>。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 児童の健全な遊び場の提供 (2) 児童の健全な遊びの指導 (3) 児童のクラブ活動及びレクリエーションに関する指導 <p>(職員)</p> <p>第4条 児童館に、館長その他の職員を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 館長は、上司の命を受けて館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 3 職員は、館長の命を受けて、館務に従事する。 <p>(利用)</p> <p>第5条 <u>児童館を利用できる児童は、義務教育</u></p> | 名称 | 位置 | (略) | | 広島市福木児童館 | 広島市東区馬木九丁目1番1号 | 広島市上温品児童館 | 広島市東区上温品三丁目4番1号 | (略) | | <p>(設置及び目的)</p> <p>第1条 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにする<u>等のため</u>、本市に児童館を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(現行に同じ。)</td> </tr> <tr> <td>広島市福木児童館</td> <td>広島市東区馬木九丁目1番1号</td> </tr> <tr> <td><u>広島市温品児童館</u></td> <td><u>広島市東区温品八丁目8番25号</u></td> </tr> <tr> <td>広島市上温品児童館</td> <td>広島市東区上温品三丁目4番1号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(現行に同じ。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条 児童館は、第1条に<u>規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う</u>。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 児童の健全な遊び場の提供 (2) 児童の健全な遊びの指導 (3) 児童のクラブ活動及びレクリエーションに関する指導 <u>(4) 児童の健全な育成を目的とする活動の支援</u> <p>(職員)</p> <p>第4条 児童館に、館長その他の職員を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 館長は、上司の命を受けて館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 3 職員は、館長の命を受けて、館務に従事する。 <p>(使用者の範囲)</p> <p>第5条 児童館の施設及び附属設備を使用する</p> | 名称 | 位置 | (現行に同じ。) | | 広島市福木児童館 | 広島市東区馬木九丁目1番1号 | <u>広島市温品児童館</u> | <u>広島市東区温品八丁目8番25号</u> | 広島市上温品児童館 | 広島市東区上温品三丁目4番1号 | (現行に同じ。) | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 広島市福木児童館 | 広島市東区馬木九丁目1番1号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 広島市上温品児童館 | 広島市東区上温品三丁目4番1号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (現行に同じ。) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 広島市福木児童館 | 広島市東区馬木九丁目1番1号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>広島市温品児童館</u> | <u>広島市東区温品八丁目8番25号</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 広島市上温品児童館 | 広島市東区上温品三丁目4番1号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (現行に同じ。) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

広島市児童館条例 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 |
|---|--|
| <p><u>の課程にある児童（以下「学童」という。）とする。ただし、次の各号の一に該当する学童は、児童館を利用することができない。</u></p> <p><u>(1) 伝染性の病気にかかっていると認められる学童</u></p> <p><u>(2) その他市長が不適当と認める学童</u></p> | <p><u>ことができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p><u>(1) 義務教育の課程にある児童</u></p> <p><u>(2) 保護者が付き添う乳児及び幼児並びに当該保護者</u></p> <p><u>(3) 児童の健全な育成を目的とする活動を行う団体</u></p> <p><u>(4) その他市長が適当であると認めるもの</u></p> <p><u>(専用許可)</u></p> <p><u>第6条 児童館の施設及び附属設備を専用して使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の許可（以下「専用許可」という。）をする場合において、児童館の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。</u></p> <p><u>(専用許可の制限)</u></p> <p><u>第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、児童館の施設及び附属設備の専用許可をしない。</u></p> <p><u>(1) 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。</u></p> <p><u>(2) 児童館の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。</u></p> <p><u>(3) 会合の性質が騒じようを起こすおそれがあるとき。</u></p> <p><u>(4) その他管理運営上支障があるとき。</u></p> <p><u>(入館の制限)</u></p> <p><u>第8条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。</u></p> <p><u>(1) 伝染性の病気にかかっていると認められる者</u></p> <p><u>(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者</u></p> <p><u>(3) 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認め</u></p> |

広島市児童館条例 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 |
|-----|---|
| | <p><u>られる者</u></p> <p><u>(4) その他管理運営上支障があると認められる者</u></p> <p><u>(目的外使用等の禁止)</u></p> <p><u>第9条 専用許可を受けた者は、児童館の施設及び附属設備を許可を受けた目的以外に使用し、転貸し、又はその使用权を譲渡してはならない。</u></p> <p><u>(専用許可の取消し等)</u></p> <p><u>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、専用許可を取り消し、又は児童館の施設及び附属設備を使用する者（以下「使用者」という。）に対し、使用の制限、使用の停止若しくは退去を命ずることができる。</u></p> <p><u>(1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは命令に違反したとき。</u></p> <p><u>(2) 使用者が使用条件に違反したとき。</u></p> <p><u>(3) 第7条各号に規定する事態が発生したとき。</u></p> <p><u>(原状回復義務)</u></p> <p><u>第11条 使用者は、児童館の施設及び附属設備の使用を終了したとき、又はその専用許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復して返還しなければならない。</u></p> <p><u>(損害賠償義務)</u></p> <p><u>第12条 児童館の施設又は設備を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。</u></p> <p><u>(市の損害賠償責任)</u></p> <p><u>第13条 本市は、第10条の規定による処分により使用者が損害を受けることがあつても、その賠償の責めを負わない。</u></p> |

広島市児童館条例 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 |
|--|---|
| <p>(委任規定) <u>第6条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> | <p>(委任規定) <u>第14条</u> (現行に同じ。)</p> |